

むりょうていがくしんりょうじぎょう

無料低額診療事業のごあんない

むりょうていがくしんりょうじぎょう

◆無料低額診療事業について

ほんせいど けいざいてきりゆう てきせつ いりょう う

本制度は、経済的理由により適切な医療を受けることがで

かたがた たい むりょう ていがく しんりょう おこな じぎょう

きない方々に対し、無料または低額で診療を行う事業です。

げんめん う かた

◎減免を受けることができる方

ていしょとくしゃとう けいざいてきりゆう しんりょうひ しはら こんなん

低所得者等で経済的理由により診療費の支払いが困難な

かた がいこくせき かた ほんじぎょう りょう

方（外国籍の方も、本事業を利用できます。）

げんめんきんがく

◎ 減免金額

しんりょうひ いじょう ぜんがく

診療費の10%以上または全額

かくいりょうきかん

ただし、各医療機関によって異なります。

じっしいりょうきかん

◎実施医療機関

べっしいちらんひょう

別紙一覧表のとおり

ちゅういじこう

(注意事項)

もうしこみほうほう いりょうきかん こと

申込方法は、医療機関によって、異なりますので、まず、

いりょうきかん でんわ と りょう

医療機関に電話などで問いあわせてからご利用ください。

ほか

◆その他

むりょうていがくしんりょうじぎょう ほか むりょうていがくかいごとうじんほけんしせつりょう

無料低額診療事業の他に無料低額介護老人保健施設利用

じぎょう せいど かいごろうじんほけんしせつ りょう

事業があります。この制度は、介護老人保健施設の利用にあ

けいざいてきりゆう ひょう しはら こんなん かたがた たい

たり、経済的理由により費用の支払いが困難な方々に対し、

ひょう げんめん おこな せいど ほんせいど りょう じょうけん

費用の減免を行う制度です。本制度の利用には、条件があり

くわ す しちょうそん と あ くだ

ますので、詳しくは、お住まいの市町村で問い合わせ下さい。